

東浦町空家解体工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある空家の解体工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する東浦町空家解体工事費補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるものとする。

(補助対象の空家)

第2条 補助の対象となる空家は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家法」という。）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に存する木造の空家で、床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において現に使用されていないものであること。
- (2) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅のうち、別表の評定項目の欄に掲げる各評定項目につき評定内容の欄に掲げる評定内容に応ずる評点の欄に定める評点を評点区分の欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上である空家（故意に破損等をさせたものは除く。以下「不良住宅」という。）であること。
- (3) 個人が所有する空家であること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は、この限りでない。
- (5) 空家法第22条第2項による勧告を受けていないこと。
- (6) この要綱に基づく補助金以外に、建築物の除却工事又は除却工事に類似する工事等に対する他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定がないものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空家の所有者であること。ただし、空家が共有である場合は、当該空家の解体について共有者全員の同意があること。
- (2) 町税を滞納していない個人であること。
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、補助対象者が解体業者に依頼して行う空家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、空家の一部を解体する工事を除いたものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の5分の4の額又は20万円のいずれか少ない額とする。ただし、その額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（判定申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請前に不良住宅判定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（1）案内図

（2）正面玄関を含む複数の方向から撮影された空家の外観写真

（3）別表に掲げる各評定項目につき該当する評定内容の状況がわかる写真

（不良住宅の判定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該空家が不良住宅に該当するか否かを判定するものとする。

（判定結果の通知）

第8条 町長は、前条の規定による判定をした場合は、不良住宅判定結果通知書（様式第2）により、第6条の申請をした者に通知するものとする。

（交付申請）

第9条 前条の規定により、不良住宅に該当する旨の通知があった補助対象者は、東浦町空家解体工事費補助金交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

（1）東浦町空家解体工事費補助事業計画書（様式第3の1）

（2）空家の使用状況報告書（様式第3の2）

（3）登記事項証明書又は所有者を確認できる書類

（4）解体工事業者の記名のある解体工事費の見積書

（5）町税の納税証明書（未納がない証明書）

2 前項第5号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、前項の申請をした者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第4）をもってこれに代えることができるものとする。

3 補助事業の実施場所が次に掲げる区域内である場合においては、空家対策に関する事務を所管する課と協議するものとする。

（1）土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。）の区域内

（2）都市計画施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）の区域内

(3) その他町長が協議を必要と認める事業の区域内
(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 補助対象者は、同一会計年度内において、複数の空家を補助対象事業とした補助金の交付決定を受けることができないものとする。
(事業の実施)

第11条 補助対象者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しないものとする。
(計画変更)

第12条 補助対象者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容変更(廃止及び中止を含む。)をしようとする場合は、東浦町空家解体工事費補助金変更承認申請書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に町長に提出するものとする。

- (1) 変更後の東浦町空家解体工事費補助事業計画書
 - (2) 解体工事業者の記名のある変更後の工事見積書
- (実績報告)

第13条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該工事の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月末日のいずれか早い期日までに、東浦町空家解体工事費補助金実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 工事請負契約書等の写し
 - (2) 解体工事業者等の発行した領収書の写し
 - (3) 着手前、工事中及び完了時の状態が確認できる工事写真
 - (4) 産業廃棄物管理票A票又は電子マニフェストA票の写し
- (補助金の交付)

第14条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 前項の請求は、東浦町空家解体工事費補助金交付請求書(様式第7)を町長に提出することにより行うものとする。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第13条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月4日から施行する。

別表（第2条関係）

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当する評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当する評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

様式第 1 （第 6 条関係）

不良住宅判定申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

東浦町空家解体工事費補助金交付要綱の規定による判定を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、判定のための係員による空家への立入りについて、承諾します。

空 家 の 所 在 地	東浦町
添 付 す る 書 類	1 案内図 2 正面玄関を含む複数の方向から撮影された空家の外観写真 3 不良住宅に係る各評定項目につき該当する評定内容の状況がわかる写真

様式第 2（第 8 条関係）

不良住宅判定結果通知書

第 号
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった不良住宅の判定については、次のとおり判定したので、東浦町空家解体工事費補助金交付要綱の規定により通知します。

空 家 の 所 在 地	東浦町
判 定 結 果	不良住宅に 該当する ・ 該当しない
評 点	点

様式第 3（第 9 条関係）

（表）

東 浦 町 空 家 解 体 工 事 費 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日 東浦町長 申請者 住 所 氏 名 電 話 年度において、次の事業を実施するため補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。 申請金額 金 _____ 円	
実 施 事 業 名	
工 事 場 所	知多郡東浦町大字 字
補 助 対 象 費 (空家解体工事費)	円
事 業 工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 東浦町空家解体工事費補助事業計画書（様式第 3 の 1） 2 空家の使用状況報告書（様式第 3 の 2） 3 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類 4 解体工事費の見積書 5 未納がない町税の納税証明書又は町税納付状況確認同意書

(裏)

収 支 予 算 内 訳	収 入 科 目	予 算 額 (円)	積 算 の 基 礎
	自 己 資 金		別紙見積書による。
	町 補 助 金		
	計		
	支 出 科 目	予 算 額 (円)	積 算 の 基 礎
	補 助 対 象 費		別紙見積書による。
	対 象 外 工 事 費		
計			
備 <			

様式第3の1 (第9条関係)

東浦町空家解体工事費補助事業計画書

申 請 者			
工 事 場 所	知多郡東浦町大字 字		
用 途	住宅		
形態	一戸建 ・ 長屋 ・ 共同住宅		
延 べ 面 積	延べ面積： m ² （1階： m ² 2階： m ² ） （住宅以外の用途の延べ面積： m ² ）		
建 築 時 期	年 月 日		
評点	点（≧100）		
区 域 等	・土地区画整理： 内 ・ 外 ・都市計画施設： 内 ・ 外 ・その他（ ）内		
解体工事業者	業者名：		
	所在地：		
予 定 工 期	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
補助対象費 （空家解体工事費）		対象外工事費 （その他の工事費）	全体工事費見積額
円		円	円

記入上の留意事項

※ 空家解体工事費は工事見積書の工事額と整合を図ってください。

様式第3の2（第9条関係）

空家の使用状況報告書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

補助対象の空家の使用状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 空家所在地 東浦町
- 2 空家の使用状況について

年 月	経 緯
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

※ 上記報告内容について、虚偽の内容はないことを宣言します。報告内容に虚偽があった場合、補助金の交付決定を取消しの上、補助金を返還することに同意します。

様式第4（第9条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

東浦町空家解体工事費補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※ この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

年 月 日

課長

課長

東浦町空家解体工事費補助金の交付に必要なため、上記申請者について、東浦町に納付すべき町税に未納がないことの有無を照会します。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ない
ある ことを確認した。

年 月 日

確認者 _____

様式第 5（第 12 条関係）

東 浦 町 空 家 解 体 工 事 費 補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

東浦町長

申請者 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け 東浦町指令 第 号で交付決定のあ
った、東浦町空家解体工事費補助事業に係る計画を下記により（変更・廃止・
中止）したいので、承認していただきたく申請します。

記

- 1 補助事業等の（変更・廃止・中止）
 - （1）（変更・廃止・中止）の内容
 - （2）（変更・廃止・中止）の理由
 - （3）（変更・廃止・中止）の効果及び影響

- 2 補助対象者等の変更
 - （1）新補助対象者等の名称
 - （2）変更年月日 年 月 日

様式第 6（第 13 条関係）

東 浦 町 空 家 解 体 工 事 費 補 助 金 実 績 報 告 書

		年 月 日	
東浦町長			
		申請者	住所
			氏名
			電話
年 月 日付け 東浦町指令 第 号で補助金の 交付決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。			
1 事業概要（目的・効果）			
2 事業予算・決算 別紙 1 のとおり			
3 事 業 実 績 別紙 2 のとおり			

別紙 1

年度事業予算の決算報告書

費 目	予 算 額	決 算 額	備 考
歳 入 の 部			
自 己 資 金	円	円	
町 補 助 金	円	円	
計	円	円	
歳 出 の 部			
補 助 対 象 費	円	円	
対象外工事費	円	円	
計	円	円	
差 引 残 高			

年度事業実績報告書					別紙2
実施年・ 月	事業名	事業費		事業内容	
		全体事業費	円	別紙書類のとおり 工事完了日 年 月 日	
		うち 補助対象費	円		
		補助金額	円		

様式第 7（第 14 条関係）

東 浦 町 空 家 解 体 工 事 費 補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日				
東浦町長				
申請者 住所 氏 名 電 話				
年 月 日付け 東浦町 第 号で交付決定通知の ありました件について、交付されたく請求します。				
請求金額 金 円				
付 記				
振込口座	金融機関名			
	店名			
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

※ 付記には、補助金等交付決定通知書の指令番号、年月日及び金額並びに
計画変更等があった場合には、計画変更に係る指令番号、年月日及び金額
を記入すること。